

## 地域包括支援センター事業の設置と経過

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設(介護保険法第115条の46)

○職員体制 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置(原則)

○設置基準 第1号被保険者3,000~6,000人に1か所。市内6か所に設置

名 称	運営開始	委託先	R2職員配置	高齢者人口 高齢化率 (R2.3月末)
第一・北中学校区地域包括支援センター	H19.4	医療法人社団 健社会	保健師1.2 社会福祉士2 主任介護支援専門員1 介護支援専門員1.5	第一 5,731人 30.6%
				北 1,718人 36.4%
第二中学校区地域包括支援センター	H27.4	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会	保健師1 社会福祉士1 主任介護支援専門員1 介護支援専門員3	6,746人 29.7%
六合中学校区地域包括支援センター	H24.4	社会福祉法人 島田福祉の杜	保健師1 社会福祉士1.5 主任介護支援専門員1	3,949人 24.8%
初倉中学校区地域包括支援センター	R2.4		保健師1 社会福祉士2 主任介護支援専門員1	3,848人 29.7%
金谷中学校区地域包括支援センター	H20.4	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会	保健師1 社会福祉士1 主任介護支援専門員1 介護支援専門員1	6,325人 34.1%
川根中学校区地域包括支援センター	H20.4	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会	保健師1 社会福祉士1 主任介護支援専門員1	2,043人 45.3%

令和2年4月より六合中学校区と初倉中学校区を統合し、六合・初倉中学校区地域包括支援センターとする。実際の2つの地区にそれぞれ事務所を置き、事業についても地区ごとに行う。

## ○事業費

(単位:円)

地域包括支援センター	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予算額)
第一・北中学校区	26,705,000	29,100,000	29,150,000	29,150,000	29,282,500
第二中学校区	23,685,000	26,180,000	26,220,000	26,230,000	26,555,000
六合中学校区	15,929,480	18,400,000	18,430,000	18,440,000	36,955,000
初倉中学校区	15,831,640	18,280,000	18,310,000	16,610,000	
金谷中学校区	21,236,640	23,700,000	23,750,000	23,880,000	23,947,500
川根中学校区	16,270,640	16,100,000	16,100,000	16,095,000	16,145,000

## 地域包括支援センターの事業内容

地 域 支 援 事 業	<b>包括的支援事業</b> (1) 地域包括支援センターの運営【必須】 ① 総合相談支援業務 ② 権利擁護業務 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ④ 介護予防ケアマネジメント (2) 社会保障充実分 ① 在宅医療・介護連携推進事業 ② 生活支援体制整備事業 ③ 認知症総合支援事業 ④ 地域ケア会議推進事業
	<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b> (1) 介護予防ケアマネジメント【必須】 (2) 一般介護予防事業
	<b>任意事業</b> (1) 介護給付等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活支援のため必要な事業

### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築【必須】

### 指定介護予防支援事業【必須】

- 【必須】マークが付いている項目は、地域包括支援センターが必ず実施するもの
- 付いていない項目は、他の法人等が受託する場合もあるが、地域包括支援センターが必ず関わるもの

### 用語の説明

#### ○地域支援事業

地域支援事業は、介護サービスや介護予防サービスと並び、介護保険制度の三つの柱の一つ。

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため市町村が行う事業。

#### ○多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護（予防）サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源を連携して提供できる環境整備が重要であるため、地域包括支援センターには関係者との連携努力義務が課せられている。

#### ○指定介護予防支援事業

介護保険の予防給付の対象となる要支援者に対して、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるように介護予防サービス計画の作成などのケアマネジメントを行う。介護予防サービスを利用しない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントとなる。